

## 49 明治廿六年医科国家医学講習 科実録（学生記録）

石 崎 達

明治年代の中期に東京帝国大学医科大学に於て、開業医を対象として国家医学講習科が開講され、修業証書が発行されていた。第九期（明治廿六年九月十五日より同年十二月廿三日）に受講した一医師の記録をもとにしてその実態を説明する。

国家医学講習科規則によれば、受講資格は次の通りである。「高等中学校医学部卒業生、甲種医学校卒業生、医科大学別課医学卒業生、京都大阪及名古屋医学校卒業生、若クハ之レト同等ノ学力アルモノデソノ資格ヲ得タル後一ヶ年以上実地ニ従事スル者ニ限ル」。

受講者募集は授業開始の二ヶ月前よりとあり、入学志願者は様式に従い、履歴書と保証人を付け、郡役所を通じて県の内務部に願書を提出し審査をうけ、採用の場合

は同部から採用の通知を受けた。

受講料は十二円前納で、受講者数は二十名及至五十名であり、受講者は全国から集った。採用の場合は規定の日に大学に出頭して受講料を前納した。

国家医学講習料は四ヶ月期間で、報告する医師（石崎鼎吾）は第九期生であり、受講中に生徒取締り役を命ぜられ手当料（五百疋）を受取り、また終了時の謝恩会の四人の総代の一人でもある。

科目は病理解剖学（三浦守治）、法医学（高橋順太郎・片山国嘉・岡本梁松）、精神病学（榊 倅）、日本医制及衛生法（三宅秀・緒方正規）の四科目であるが、見学実習に臨床科目が含まれている。

時間表によると講義は毎週月―土曜の六日間で、前記授業は午前の三時間に行われた。但し金土の午前の第三時間目は実習に当てられた。午後三時間には内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・薬物学の見学及び診断学があり、法医学中には細菌学・毒物学が含まれていた。衛生学中には顕微鏡学が含まれた。

この生徒は清書した講義内容を沢山のノートとして残

している。それらより内容を検討すると次の如くである。

片山教授法医学、岡本教授法医学、三宅教授医事衛制、

から集った医師は、写真からみると年齢制限がなかったようである。

柳教授精神病学、高橋教授毒物論、写本裁判医学、組織学、病理解剖術式、緒方教授衛生学(黴菌学を含む)、備忘録(学術用語手製辞典を含む)などが残っている。順天堂病院で卵巣手術を見学させるから身体衣服を清潔にして正午迄に出頭するよう通知ハガキもある。

十二月二日の謝恩会(生徒が主催)宴会の各教授方への招待状があり、内容は立派で、総代として梅津・犬飼・岡野・目澤・石崎が名を連ねている。卒業は同月二十二日で大版の写真に教授を前列にして全生徒が五十名が並び、裏面に各住所氏名が印刷してあり貴重資料である。

修業証書は二通あり、一通は各科の試業を完成した証明書で各主任教授の氏名と印があり、他は医科大学発行の修了証で卒業証書と全く同じ型式で、医科大学の角印がある。

資料をしらべて、各科の試業を完うせりとあるのは修業のあと試験があり合格したのか或いは完全に出席して、それで合格としたのか判断に迷う。約五十名の全国